様式第3号（第8条関係）

不利益処分一覧表（行政手続法適用処分）

処理機関（所管課）	上下水道課

整理番号	根拠法令	根拠条項	処分の概要	処分基準	備考
1	水道法（昭和32年法律第177号）	第25条の11第1項	指定給水装置工事事業者の指定の取消し	△	
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年号外法律第137号）	第7条の3	一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業の停止命令	△	
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年号外法律第137号）	第7条の4	一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可の取消し等	△	
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年号外法律第137号）	第19条の3	一般廃棄物処理業者等への改善命令	△	
5	浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第41条	浄化槽の清掃について必要な指示	△	
6	浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第41条	浄化槽清掃業の許可の取消し等	△	